

寄稿

市町村条例への期待

元同志社大学教授、
京都犯罪被害者支援センター副理事長 ● 川本 哲郎

犯罪被害者の支援について条例で定めることは、2000年頃から始まっていますが、「安心・安全まちづくり条例」の中に規定される例も多く、被害者支援に特化した標準的な条例が出現したのは、都道府県では2004年の宮城県、政令指定都市では2011年の岡山、京都両市です。しかも、その後の普及の速度は遅く、また、地域による偏りも見られました。状況が大きく変化したのは、2018年からです。この年に、北海道などの5道県が特化条例を制定した後に、多くの都府県が追随し、2021年までの4年間に、その数は23に達したのです。政令指定都市も名古屋、横浜、大阪の3市が特化条例を制定し、県庁所在都市も大分などの5市が続いています。とはいえ、全体としては、制定していない地方自治体が8割近くなので、これからも制定を促進していく必要があります。

現状では、47都道府県のうち32が既に特化条例を制定しており、現在検討中のところも存在しますので、ここ数年のうちに全てに及ぶことが期待できます。そこで、問題は市町村ということになります。府県内のすべての市町村が特化条例を制定しているのは、京都府など少数にとどまっており、ゼロという県も存在します。現状では、都道府県の条例が先行し、それを広げていくというところが多いことに鑑み、どのような条例を市町村が制定することが望まれるのかという観点から、考えていきたいと思います。

条例の基になっているのは、2004年に制定された犯罪被害者等基本法です。これを参考にして、多くの都道府県が条例を制定してきたわけですが、2018年以降は、そのレベルが高くなったといえるでしょう。これは、それまでに先行した条例を参照し、各自治体の経験や、学会からの提言を参考にして、条例案が作成されるようになってきたことが大きいと思います。たとえば、基本法には規定されていないのですが、最近の都道府県条例で定められている項目を挙げると、①二次被害の定義、②支援の調整・推進機関、③緊急・広域支援、④日常生活の支援、⑤学校教育の促進、⑥損害賠償請求に対する援助など多岐に亘っています。市町村が条例案の作成にあたる際には、まず、基本法を参照し、次に、その市町村が存在する都道府県の条例、最後に、他の市町村の条例を参考にするとお考えかもしれませんが、その際には、基本法の制定が2004年であり、都道府県条例は、2004年から2017年までに9県が制定していることに注意する必要があります。つまり、中には神奈川県のように条例を改正したところも存在しますが、それ以外については、最新の成果が反映されていないことに留意しなければならないのです。もちろん、市町村にとっては、国の法と県の条例とを軽視するわけにはいかないのですが、それらが、場合によっては10年以上前に制定されたものであり、現在の到達点を示していないことを踏まえた上で、最新の成果を取り入れた他の自治体の条例を参考にしていくことが必要なのです。そこで、それらのうちで重要と思われるものを以下で紹介することとします。

第1に、二次被害が挙げられます。この定義規定が

登場するのは、2010年の岡山市の条例です。それ以降、様々な自治体を取り上げ、現在では、「犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう」という形にまとまっています。

次に、市町村条例にとって、きわめて重要な生活支援を取り上げます。これを初めて規定したのは2010年の山形県です。そこでは、「……家事、育児に係る援助、病院等への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講じるものとする」と規定されていました。そこから約10年を経て、横浜市は、これをさらに具体的に決めました。「日常生活を営むための家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと」として、居住、経済的負担の軽減、雇用について、それぞれ具体的に、「転居に要する費用の助成」、「一時的な生活資金の助成」、「関係機関と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための措置」を例として挙げています。そして、それに基づいて、市は、家事や介護、子育てにかかる費用の9割を助成することとしました。家事や介護のために雇用するヘルパーについては、1時間当たり4,000円を上限に72時間まで、一時保育は1回当たり2,500円を上限に10回までとし、その費用の9割を補助し、生活保護世帯と住民税非課税世帯は、市が全額支出するとされました。また、転居費用も1回当たり20万円を上限に2回まで助成されます。さらに、法律相談やカウンセリング費用の補助制度も設けられています。大阪市でも、ほぼ同様の支援に加えて、配食・ホームヘルプのサービスや精神医療費用の助成などの支援を行っています。

最後に、経済的な支援については、兵庫県明石市の例を紹介しましょう。加害者から損害賠償を得られない被害者が多いことに鑑み、同市は立替支援金制度を設けました。上限は300万円ですが、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件として、その金額と同額の支援金を支給することとしているのです。

このように、現在、特化条例を制定していない市町村が、これまでの成果を取り入れて条例を制定することによって、被害者支援の質の向上が図られると思います。さらに、その地域に特有の事情に配慮した条文などを検討することも必要でしょう。また、10年以上前に制定された基本法や特化条例は、現状に合わないものになっている可能性がありますから、適宜、改正を行っていくことも考えなければならないと思います。このような努力が積み重ねられて、被害者支援の充実が図られることを期待しています。

*この問題について詳しくは、拙稿「犯罪被害者支援の新たな動きー特化条例を中心にしてー」(同志社法学422号[2021年9月刊行予定])を参照してください。